

ルソーの社会契約説

開拓や封鎖をめぐる政治の問題は、必ずしも政治家 (politicien) の問題ではない (en rien est tel si non)。その問題は、たゞ (tout) たゞ下の

Rousseau's social contract theory

今井直重

第十四章 ルソーの社会契約説（その一）

(3) 一般意思の不可侵性

国家は一個の精神的人格であって、その生命は国家の構成員の結合に存する。国家人格の最も重要な目的は自己保存であるから、国家の各機関を全体のために最も有効に活用しなければならない。それがためには普遍的な強制力のある権力が必要である。自然は各人に對してその四肢を自由に動かす絶対権 (pouvoir absolu) を与えているように、社会契約 (le pacte social) は全構成員を自由に支配することのできる絶対権を与えるものでなければならない。この絶対権が一般意思 (la volonté générale) によって導かれるときに主権 (souveraineté) とよばれるのである。

かかる国家という公的人格以外にこれを構成している成員の私的人格について考察しなければならない。私的人格の生命と自由 (la vie et la liberté) とは公的人格から独立しているものである。⁽¹⁾ それゆえに、成員が主権者 (souverain) として、公民 (citoyens) として享有している権利 (les droits) や臣民 (sujets) として果さなければならない義務 (les devoirs) と人間として享有しなければならない自然の権利 (droit naturel) とを區別することが必要である。各人が社会契約によって譲渡する権力 (puissance)、財産、自由は、その使用が共同体 (la communauté) にとって重要である部分に限られるのである。この重要性 (importance) を判断するのは主権者のみである。各公民は、もし

主権者がそれを要求するならば、国家に対して彼がなし得るいかなる奉仕 (tous les services) をも提供せねばならない。また主権者は共同体にとって何の益もない拘束 (chaine) を臣民に課することはできない。何となれば理性の法則の下では (sous la loi de raison)、自然の法則の下 (sous la loi de nature)⁽²⁾ と同様に何事も理由なくしては (sans cause) 行われないからである。

各人を結びつけて社会団体 (corps social) を構成せしめている約束 (les engagements) は相互的であるから義務 (obligatoires) を生ずるのである。この約束の性質は、各人が自分のために働くことが他人のために働くことになり、他人のために働くことが自分のために働くことになるというようなものである。一般意思が常に正しくある (la volonté générale est toujours droite)、万人が各人の幸福を常に欲求する⁽³⁾ (tous veulent constamment le bonheur de chacun)。このことは各人が固有する正義の観念に由来するものであり、一般意思はすべてのものに平等に妥当するものであることを証明する。一般意思が或る特定の個人に向けられることなく、平等にすべての人々に向けられるることを示すものである、一般意思はすべての個人に共通に、普遍的に関係するものであるが、特殊意思は特定の個人にのみ関係するものであって、その特定の個人以外の他の者には全く関係のないものである。かくのごとき特殊意思を特定の個人以外のものに適用すれば、不正に陥り誤謬に走ることになる。かくして特殊意思 (la volonté particulière) は一般意思 (la volonté générale) の代りをすることはできない。

しかし、意思を一般的ならしめるものは、投票数 (le nombre des voix) というよりは意思を一致せしめる共通の利益 (l'intérêt commun) である。かかる場合には各人は自分が他人に課した条件に必然的に従うからである。かくして一般意思の追求する利益は正義と一致し (accord de l'intérêt et de la justice)、すべての人々に平等に賦与されるのである。社会契約はすべての人々を同一の条件の下におき、同一の権利を享受せしめるような平等 (égalité) を公民の間につくるということが目的である。かくして契約の性質上主権者の一切の行為、すなわち一般意思の一切の行為はすべての公民を同じように拘束し、同じように利益を与えるのである。主権者はただ国民団体のみ (seulement le

corps de la nation) を認めるのみであって、その団体を構成している成員を区别してはならない⁽⁴⁾ (ne distingue aucun de ceux qui la composent)。

主権者の行為は優越者と劣等者との間の契約 (une convention du supérieur avec l'inférieur) ではなく、団体とその成員の各人との間の契約である。それは社会契約を基礎としているがゆえに正当的な契約 (convention légitime) であり、すべての人々に共通であるがゆえに公平な契約であり、一般の幸福 (le bien général) を目的とするより他に目的を有しないので有益な契約 (convention utile) であり、その保障として公共の力と至上権 (la force publique et le pouvoir suprême) をもつがゆえに強固な契約 (convention solide) である。臣民がかかる契約に服従している限り、彼等はただ自己の正しい意思 (leur propre volonté) に服従するものである。

至上権 (le pouvoir souverain) が絶対的 (absolu) であり、神性 (sacré) であり、不可侵 (inviolable) であっても、一般的の契約 (conventions générales) の限界を越えるものではない。各人はこれらの契約によって各人の自由や財産を享有することができる。主権者は或る特定の者に対して、他の者よりも多くの利益を与えたり、義務を課したりすることはできない。というのはもし或る特定の者に対して他の者よりもより多くの利益を与えたり義務を課したりすれば、一般意思は特殊意思となり、主権者としての権力を失うことになるからである。⁽⁵⁾

社会契約によって各人は何ものかを全く放棄したと考えることは誤りであって、この契約の結果、彼等の権利は以前よりも遙かに安定したものとなるのである。社会契約によって彼等の地位は以前に比べて遙かに安定したものとなるのである。各人は権利を団体に譲渡することによって、各人の権利は以前に比べて遙かに確定した、保障された権利となったのである。すなわち不確実で不安定な存在様式 (une manière d'être incertaine et précaire) からよりよくより確実な存在様式 (une manière d'être meilleure et plus sûre) となったのである。自然的独立 (l'indépendance naturelle) を自由 (la liberté) と交換し、他に害を加える権力 (pouvoir de nuire à autrui) を自己自身の安全 (leur propre sûreté) と交換し、他によって征服される自己の力 (leur force

que d'autres pouvaient surmonter) を社会的結合 (l'union sociale) によって不可侵の (invincible) 権利と交換したということができる。

各人が国家に捧げた生命までが国家によって擁護されているのである。各人の生命を維持するに役立つものを擁護するのは、自然状態であったならば絶えずより多くの危険をかけて行わなければならないことを共同でやっているのである。各人は一旦緩急あれば祖国のために戦わねばならない (tous ont combattre au besoin pour la patrie)。各人は自己のために戦う必要はなくなり、各人の安全を保障してくれるもののために、この保障がなくなった場合に、各人が冒さざるを得ない危険の一部を冒しているのであって、決して無意味のことではない。⁽⁶⁾

（註）

- (1) Le souverain est l'ensemble des citoyens, dont chacun conserve, de l'état de nature, une part de liberté propre. Ils sont toujours des hommes. (Rousseau, *Du Contrat Social*, Liv. II, P. 36)
- (2) L'utilité, notion raisonnable, joue un rôle dans l'état de nature; et, dans l'état social, elle finit par s'assimiler à la causalité: "rien ne se fait sans cause". (op. cit., P. 37)
- (3) L'homme reste égoïste. Mais cette fois c'est un égo-altruisme, égoïsm indirect. (op. cit., P. 37)
- (4) L'intention de la volonté général doit toujours s'appliquer à un objet général, idée propre à Rousseau. (op. cit., P. 38)
- (5) Il y a ici un notable "liberalisme" chez Rousseau, que nieront ses détracteurs. (op. cit., P. 39)
- (6) Justification du patriotisme. (ibid.)

（4）政治団体の性格

各人は自己の生命を保存するために、その生命を危険に曝す権利をもっている。火災から身を逃るために窓から飛び降りるがごときは当然の権利である。社会契約当事者が自己の保全を目的としたものである。目的の達成には幾多の手段がある。これらの手段には場合によっては幾らかの危険を伴い、また何等

かの損失をも齎するものである。

罪人に対して課せられる死刑について見るに、もし誰かが殺人の罪を犯した場合に、その犯人が殺されてもよいと同意するのは、各人がかかる殺人犯人の犠牲にならぬようにするためである。それのみならず犯罪者は社会的権利を侵害したことによって国家に対する叛逆人であるとともに国家の裏切者となるのである (*tout malfaiteur, attaquant le droit social, devient par ces forfaits rebelle et traître à la patrie*)。彼は法律を犯すことによって、もはや国家の一員でないばかりか、国家に対して戦争を挑んだのである。かかる場合に国家の安全と彼自身の安全とは両立し難くなり、両者のうち一つが亡びなければならなくなる。それゆえに罪人を死刑にする場合には、彼を公民ではなく、むしろ敵人として処刑するのである。

彼に対する判決は彼が社会契約を破った者であって、もはや国家の一員ではないということの宣言である。犯罪者が国内にいるという理由で国家の一員として認められているのであるが、かかる者は社会契約の違反者として、社会から追放するか、公民の敵として処刑するかして国家から切り離す必要がある。かくのごとき敵は精神的な人格の所有者ではなく、一個人間という動物にすぎないからである⁽¹⁾ (*un tel ennemi n'est pas une personne morale, c'est un homme*)。

各人は社会契約によって政治体を組織し、それに生命を与えた。更に立法によってその活動の根本方針と意思を与えるのである。原始契約は結合の契約であるが、この政治体が自己保全のためになさねばならないことは何も規定されてはいないのである。

一切の正義は神に由来するものであって、神のみが正義の源泉である (*Toute justice vient de Dieu, lui seul en est la source*)。もし各人がかくも高いところから正義を受取ることを知っているならば法律はその必要はなくなる。しかし理性から出た普遍的正義の法は自然の制裁を欠いているから人間の社会においては余り効力がない。善人は万人と共にこの法を守るが、悪人はこれを破る。それゆえにすべての人々をしてこれを守らせるためには、契約と法律とが必要となる⁽²⁾ (*Il faut donc des conventions et des lois*)。

自然状態においてはすべてのものが共同であるから、自分が約束しなかった人々に対しては何等の義務を負うことがない。ただ自分にとって無用のものみが他人のものである。社会状態において一切の権利、義務は法律によって定められるのである。社会の成員相互の関係或は成員と団体全体との関係を規定する法律が必要である。各公民は他のすべての公民に対して完全に独立し、國家に対して絶対に服従することにならねばならない。というのは国家の成員の自由を保証するものは国家だからである。法律のうちで最も重要な法律は公民の心のうちに刻みこまれている真に国家の憲法ともいるべきもので、法律に生氣を与え、法律のうちに権威的な力をつくり出すものがある。これが風習であり、慣習であり世論である。法律が成功するか否かはこれによるのであって、⁽⁴⁾法律の土台ともいるべきものである。

あらゆる自由なる行為は二つの原因が協力して生み出すものである。その一つは精神的原因であって、それは行為を注意する意思であり、他は肉体的原因であって、その行為を実行する実践力である。政治団体においても同様に二つの原動力がある。すなわち、政治団体における意思と力である。前者を立法権といい、後者を行政権ということができる。この二つの原動力が協力せずして何事もなし得ないのである。⁽⁵⁾

一般に民主政治においては、立法権は人民に属するものであり、人民にしか属しないものである。執行権は法律を制定することがその任務である主権者の権限の外におかれる。この二つの力を結合して一般意思の指導の下に働くさせ、⁽⁶⁾国家と主権者との連絡に当るもののが政府 (gouvernement) である。政府は主権者 (le souverain) と混同してはならない。それは内閣 (ministre) である。政府とは臣民と主権者との間に立ってこれら両者の連絡に当るために設けられ、法律の執行と公民的、政治的自由の維持に任ずる仲介的団体である (un corps intermédiaire établi entre les sujets et le souverain pour leur mutuelle correspondance, chargé de l'exécution des lois et du maintien de la liberté, tant civil que politique)。この団体の成員は行政官 (magistrats) 或は⁽⁷⁾王 (rois) すなわち統治者 (gouverneurs) とよばれ、団体全体は王国 (royaume)⁽⁸⁾とよばれる。人民を元首に服従せしめる行為は契約ではない (l'acte par leq-

uel un peuple se soumet à des chefs n'est point un contrat)。これは彼等が主権者から委任 (une commission) されたことであり、またそれがために主権者に雇傭されている (un emploi dans lequel) のである。

彼等は主権者の官吏 (officiers du souverain) として主権者から委任された権力 (le pouvoir dont il les a faits dépositaires) を主権者の名において (en son nom) 行使しているのである。主権者は必要なれば、何時たりともこの権力を制限し (limiter)、変更し (modifier)、回収する (reprendre) ことができる。⁽⁹⁾ この権利を譲渡する (l'aliénation) ことは社会団体の性質 (la nature du corps social) と相容れないものであり、団体の目的 (but de l'association) にも反する。執行権の正当的行使 (l'exercice légitime de la puissance exécutive) を政治 (gouvernement) 或は最高行政 (suprême administration) とよび、この行政を委任された人または団体 (l'homme ou le corps) を王侯 (prince) 或は執政官 (magistrat) とよぶのである。

政府には主権者と国家とを結びつける力仲介的な権力 (les forces intermédiaires) がある。主権者と国家との関係は連比例の外項をもってあらわすことができ、⁽¹⁰⁾ 政府はその比例中項に当るのである。政府は主権者から命令をうけて、それを人民に伝える。国家がよく平衡を保つためには政府そのものの権力の乗積と、一方において主権者であり、他方において人民であるところの公民の権力 (la puissance des citoyens, qui sont souverain d'un côté et sujets de l'autre.) の乗積とが等しくあることが必要である。この三項のうちいずれか一つを変えるとたちまち比例全体が壊れるのである。主権者が政治を行おうとしたり、行政官が法律を制定しようとしたり、臣民が服従を拒んだりするならばたちまち秩序が無秩序となり、権力と意思との協調が破れて、国家は混乱して専制状態か無政府状態 (le despotisme ou l'anarchie) となる。またいかなる比例式においても比例中項は一つであって、一つに限らなければならない。

国家が一万人の公民から構成されると仮定して考えてみると、主権者は集合体、団体 (collectivement et en corps) として考えられ、各個人 (particulier) は臣民としては (en qualité de sujet) 単なる一個人 (individu) と考えられる。かくて主権者が臣民に対する比は一万対一である。すなわち国家

の各成員は全く主権に服従するのであるが、主権の一万分の一の分け前をもつにすぎないのである。もし人民の数が十万になれば、臣民としての身分には何等変化はなく各人は平等に法律の支配を受けるのであるが、各人の投票権は十万分の一に減じ、法律の制定に与かる力は以前の十分の一に減ずるのである。臣民の身分は常に同一であるが主権者としての権力の比率は公民の数に比例して小さくなる。従って国家が大きくなればなるほど自由は減少する。

特殊意思 (les volontés particulières) と一般意思 (la volonté générale) とは隔たっているほど、慣習 (les moeurs) と法律 (lois) とが離れているほど抑制力 (la force réprimante) を増加させる必要がある。それゆえに政府がよき政府たるためには、人民の数が多くなるにつれて比例的に権力を増さなければならぬのである。

他方において国家の膨張は公権を委託された人々に権力を濫用する誘惑と手段とをますます多く与えるものである。主権者は政府を抑制する力を増さねばならない。ここに主権者と執政者と人民との間に連比例が成立するのである。政府は主権者を俟ってはじめて存在するものである。それゆえに執政者の支配的意思は一般意思または法律以外のものであってはならない (la volonté dominante du prince n'est ou ne doit être que la volonté générale ou la loi)。もし執政者が主権者の意思よりも特殊意思をもつようになれば社会的結合は消滅し、政治体は解消することになる。

執政者の団体は多数の構成員によっても少数の構成員によっても構成される。主権者の臣民に対する比率は人民の数が多くなるほど大きくなるごとく、政府の執政者に対する比率についても同様である。執政者の数が多いほど政府の力はそれだけ弱くなるのである (plus les magistrats sont nombreux, plus le gouvernement est faible)。

執政官の人格のうちに本質的に異なった三つの意思がある。第一は個人に固有な意思であって、これは自己に特殊な利益のみをはかるものである。第二は執政官に共通の意思であって、これは執政者の利益のみに關係するものである。これは団体意思 (volonté de corps) といわれるものである。この意思は政府から見れば一般意思であるが、政府をその一部とする国家にとっては特殊意思に

すぎないのである。第三は人民の意思 (*la volonté du peuple*) 或は主権者の意思 (*la volonté souveraine*) であって、全体として考えられた国家にとっても全体の部分として考えられた政府にとっても共に一般意思 (*la volonté générale*) である。

完全な立法制度の下においては特殊意思、すなわち個人意思 (*la volonté individuelle*) は無効である。政府に固有な団体意思は一般意思に対して服属的なもの (*subordonnée*) であって、一般意思、すなわち主権者の意思 (*la volonté générale ou souveraine*) が支配的 (*dominante*) であって、他のすべての意思の唯一の規矩 (*la règle unique de toutes les autres*) でなければならぬ。⁽⁴⁾

自然状態においてはこれと全く反対であって、一般意思は常に最も弱く、団体意思はこれにつぎ、特殊意思はすべての意思のうちで最も強いのである。⁽⁵⁾

もし政府全体がただ一人の掌中にありとすれば、特殊意思と団体意思とは完全に一致するから、団体意思は最強度に到達するものである。力の使用は意思の強度に依存するので、最も強力な政府はただ一人からなる政府である (*le plus actif des gouvernements est celui d'un seul*) ということができる。

これに反して、政府と立法府を合一せしめ、執政者をもって主権者たらしめたならば、団体意思は一般意思と一つになるから、団体意思の活動力は弱くなるであろう。政務を委任されている人の数が増すにつれて、政務の執行がますます進歩しなくなるということは明らかのことである。特殊意思は執政者の数が増すにつれて抑制する力が増大し活動力が慎重になりすぎて弛緩するからである。執政者の数が多ければ多いほど団体意思は一般意思に近づくが、執政者がただ一人の場合には行政の団体意思は特殊意思にすぎないものとなる (*plus le magistrat est nombreux, plus la volonté de corps se rapproche de la volonté générale. Sous un magistrat unique cette même volonté de corps n'est qu'une volonté particulière*)。

(註)

- (1) Op. cit., Chap. v, P. 41.
- (2) Ibid.

- (3) Op. cit., P. 42.
- (4) Op. cit., P. 56.
- (5) Rousseau les distingue, mais ne les met jamais sur le même plan, à la différence de Montesquieu. (Rousseau, op. cit., Liv. III, Chap. 1, P. 57)
- (6) C'est-à-dire du peuple en tant qu'il obéit (État) et au peuple en tant qu'il légifère (souverain). (ibid.)
- (7) Rousseau n'admet donc pas que les rois s'intitulent souverains, mais seulement gouverneurs. (ibid.)
- (8) Emploi propre à Rousseau.
- (9) Aliénation : le fait de s'en dessaisir en faveur de qui que ce soit.
- (10) Une hiérarchie reliant les deux pôles : souverain-État.
- (11) On pouvait donc presque écrire, souverain : gouvernement=gouvernement : État, ou encore ; souverain×État=(gouvernement)² 立法権を行使するところの人民、すなわち主権者を S とし、法律に服従するものとしての人民、すなわち国家を E とし、執行権を委託された行政官の団体すなわち政府を G とすれば、

$$S : G = G : E \quad G^2 = S \times E$$

- (12) Rousseau, op. cit., Liv. III, Chap. 1, P. 273.
 - (13) Op. cit., P. 60.
 - (14) Op. cit., P. 61.
 - (15) Celui des passions, que n'annule pas l'état social.
 - (16) Ibid.
 - (17) Op. cit., P. 62.
- (5) 民主政治の性格

主権者が政治を全人民にまたは大部分の人民に委託して政治を行わしめるような政治形態を民主政治といいうのである (cette forme de gouvernement le nom de démocratie)。⁽¹⁾

また主権者は政治を少数の人々に委任する政治形態を貴族政治といいう (cette forme porte le nom d'aristocratie)。主権者が全政治をただ一人の執政者に委任する。そして他のすべての者はこの一人から行政権を授かるようにすると、これを君主政治または王政とよぶ (cette forme s'appelle monarchie ou gou-

vernement royal)。

民主政治は全人民が直接政治に参与してもよく、またそれより少なくともよい。貴族政治は人民のうちの少数のものが政治に参与するものである。君主政治については、スパルタの憲法では常に二王が政治を行っていた。アテネでは九人の執政者が王の地位にあったし、ローマ帝国では八人の皇帝が同時に政治を掌つたこともあるが、通例はただ一人が政治を担当するのである。

民主政治を行うためには、人民が容易に集合することができ、各公民が相互によく知り合える状態であることが好ましい。風習が純朴で多忙な政務や面倒な論争のないことが望ましいのである。またその人物や財産の差異の少ないことが望ましい。そうでなければ権力と権利における平等が永続することは困難である。そのためには奢侈をなくさなければならない。奢侈は富の結果であるが、奢侈は富者も貧者をも堕落せしめるものである⁽⁴⁾ (*le luxe est l'effect des richesses, il corrompt le riche et le pauvre*)。すなわち所有によって富者を堕落させ、羨望によって貧者を堕落させる (*l'un par la possession, l'autre par la convoitise*)。国家を柔弱と虚栄に売り、全公民を奴隸たらしめるに至るのである。⁽⁵⁾

モンtesキューは徳をもって共和国の原則としたのである (*Montesquieu a donné la vertu pour principe à la république*)。というのは徳なくしては国家は存立することができないからである。われわれが注意しなければならないことは民主政治ほど内乱や国内紛争に曝されている政治はないということを知らねばならない。民主政治を維持するためには警戒と勇気 (de vigilance et de courage) を要するものである。奴隸的平和よりもむしろ危険ある自由を選ぶ⁽⁶⁾ (*malo periculosam libertatem quam quietum servitium*)。

次に貴族政治には二つの精神的人物、すなわち政府と主権者がある⁽⁸⁾ (*deux personnes morales, le gouvernement et le souverain*)。ここには二つの一般意思がある。すなわち全国民の一般意思と政府の成員の一般意思である。

歴史的に見れば最初の社会は貴族政治的に統治されたものである。各家族の家長達は公共の事柄 (*des affaires publiques*) を彼等同志の間で協議した。若者達は経験の権威の前に譲歩した。

しかしこの制度による不平等が自然の不平等に打勝つようになり、富や権力が年齢や経験よりも重視されるようになり、貴族政府は選挙制となった。権力や財産が父から子に相続されるようになると門閥 (les familles patriciennes) が生じ、政府は世襲的 (héritaire) となり、20歳の元老院議員 (des sénateurs de vingtans) ⁽⁹⁾ が生ずるようになったのである。

貴族政態には三種類がある。自然的貴族政態 (aristocratie naturelle)、選挙制貴族政態 (aristocratie élective)、世襲的貴族政態 (aristocratie hérititaire) がある。自然的貴族政態は素朴な人民にのみに適し、世襲的貴族政態は最悪の政態であり、選挙制貴族政態は最良のものである。

民主政治においてはすべての公民は生まれながらにして執政者になる可能性を有するのであるが、貴族政治においてはごく少数のものに限られ、且つこれらの少数者も選挙によって執政者となり得るのである。選挙において、誠実、聰明、練達 (la probité, les lumières, l'expérience)、その他の卓越したものを選んでよき政治の実現の保障とすべきである。貴族政治においては、名も知れない取るに足らぬ多数者が政治を行うよりも、尊敬すべき元老達が政治を行った方が外国に対する国家の信用も遙かに厚くなるのである。かくして、最も賢明なるものが私利を目的とせず、人民の利益を目的として政治を行うということが確実であるならば、かかる者が人民を支配するのが最良であって、最も理に適ったものである。いたずらに機関を増設する必要はなく、選ばれた少数の者で政治ができれば、多数の者で不都合なことをしでかすより遙かによいことである。しかし貴族政治においては団体利益 (l'intérêt de corps) にとらわれるために、公共の力 (la force publique) を一般意思の規矩に基づいて (sur la règle de la volonté générale) 用うることが困難となる。

貴族政治においても民主政治の場合のごとくこれに独特な徳が必要である。それは富者の節制と貧者の満足である (le modération dans les riches, et le contentement dans les pauvres)。しかし貴族政治においては厳密な意味においての平等などは (une égalité rigoureuse) あてはまらない。

次に政治の執行権が一人の自然人に統一される場合について考えてみると、この自然人 (une personne naturelle) が君主または国王 (un monarque ou

un roi) とよばれるのである。

他の政治では政府が集合体 (un être collectif) であるのであるが、この政府 (administration) では個人 (un individu) が集合体をあらわしている (représente) のである。君主を構成している精神的単位 (l'unité morale qui constitue le prince) はまた肉体的単位 (une unité physique) であって、他の政体においてならば法律によって非常な努力をもって結合される一切の能力が (toutes les facultés) 自然に結合されているのである (naturellement reunies)。かくして人民の意思 (la volonté du peuple) と君主の意思 (la volonté du prince)、国家の公共の力 (la force publique de l'État) と政府の特殊な力 (la force particulière du gouvernement) とがすべて同一の動力で (au même mobile) 動かされ、発動機の発条 (les ressorts) は同一の手に握られ同一目的に向って (au même but) 進むのである。われわれは君主政治におけるほど最小の努力で最大の活動をおこさせるようないかなる制度も想像することができないのである。わが身は静かに海岸に座しながら自由に巨船を進水させたアルキメデスの姿は、自らは皇居にあって、動かずして広大なる国家を動かしている達練の君主 (un monarque habile gouvernant) の姿であるといふことができる。

しかし君主政治ほど活気に満ちた政府はないが、また君主政治ほど特殊意思 (la volonté particulière) が威力をもち、他の意思を支配するものもない。一切のものが同一目的に向って進んでいる。しかしこの目的が必ずしも公共の幸福 (la félicité publique) とは保障されないので、国家の損失を招くこともある。

君主はその権力が絶対的であることを望む。国王の個人的利益は人民が弱く貧しくて国王に反抗することができないことである。真に人民が君主に信服している場合には君主の利益は人民が強力であることでなければならない。というのはこの場合には人民の力が国王の力であるからである。それは隣国に対して彼をおそるべきものとするからである。

君主政府は民主政府に劣るとされることには次の理由によるのである。民主政府においてはその地位につくものは、その地位を辱めないだけの能力と識見に富んでいるのであるが、君主政府においては小才のきく陰謀家の徒が多く、彼

の小才是宮廷の高官につかしめるに役立つが、ひとたび要職につけばたちまち不適任であることを暴露するに至るのである。

君主国がよく統治されるためには、その国の大さき或は広さが、これを統治する人の能力に相応していることが必要である。国王の力量の割に國が余りに小さすぎるようなことがあると、余りうまくいかないものである。国王は常に自分の壯図を実現することばかりに気をとられて大切な人民の利益のことなど忘れ、自己の才能を濫用するがために、才能不足の君主が人民に与える不幸に劣らぬ不幸を人民に与えることになる。

君主政府における君主の空位の争奪を防ぐために、一般に皇位を世襲制としている。皇位継承の規定を定めて国王の崩御によって生ずる紛争を防止せんとする。ここに賢明な君主を選ぶ紛争よりも白痴の君主を戴く危険を選んだのである。

② プラトンがいうごとく、生まれつき理想的な国王は非常に稀であるから王政とよき王の政治とを区別せねばならない (le gouvernement royal avec celui d'un bon roi)。君主政府それ自体を知らんとすれば、凡庸な君主か、邪悪のまま君主となったのか、それとも王位が彼等をして凡庸悪にしたのかのいずれかである。かかる問題を避けてこれまでの人々の考え方は、かかる君主政治に対する救済策 (le remède) はただ黙々として服従すること (d'obéir sans murmure) であるとする。神が怒ったときに邪悪な国王を授けるのである (Dieu donne les mauvais Rois dans sa colère) から天罰として甘受しなければならないという。これは宗教上の問題であって政治上の問題ではない。政治上の問題はいかにしてよい政府をつくるかということでなければならない ③ (la question serait d'en trouver un bon)。

しかし、正確にいいうならば、はっきりと単純な政治形態 (gouvernement simple) なるものはない。いかなる政治形態もこれらの政治形態の混合である。一人の元首にも幾人かの執政官が必要であり (un chef unique ait des magistrats subalternes)、人民政府にも一人の元首がなければならない (un gouvernement populaire ait un chef)。かくして行政権の分割には (dans le partage de puissance exécutive) 多数から少数へと移ってゆく段階 (gradation

du grand nombre au moindre) がある。

或る時は多数が少数に従属し、或る時は少数が多数に従属するのである。イギリス政府のごとくその構成部分が互いに従属し合っていることもあるし、ポーランド政府におけるように各部の権威が互いに独立していることもある (les parties constitutives sont dans une dépendance mutuelle, comme dans le gouvernement d'Angleterre, l'autorité de chaque patrie est indépendante, comme en Pologne)。ポーランドのごとく政府の統一を欠いているものは悪い政治形態である (il n'y a point d'unité dans gouvernement, cette forme est mauvaise)。

単純政府と混合政府とはどちらがすぐれているかということは政治学者の間で論ぜられてきた問題であるが、単純政府は単純であることによってすぐれているということができる。しかし、執行権がよく立法権に従属しないときには、すなわち政府と主権者との比率が大である場合には、政府の権力を分割することによって従属するように調整しなければならないのである。かくすることによって、政府の各部分は臣民に対する権威は少しも減ずることなく、主権者に対しては各部はその力を弱めたことになる。また同じような方法で、政府が余り弛緩しているときには、これを集中するために執行部を設けることができる。前者は政府の力を弱くするための分割であり、後者の場合は政府の力を緊張強化するための分割である。それゆえに、政府の強さ弱さは単純政府にあるのであって、混合政府は中庸の力を与えるのに適するものである。

(註)

- (1) Op. cit., Liv. III, Chap. III, P. 62.
- (2) Op. cit., P. 63.
- (3) Ditto.
- (4) Op. cit., P. 65.
- (5) Les discours A ces idées s'opposent celles de Voltaire.
- (6) Platon, La démocratie dégénère vite en tyrannie.
- (7) Le palatin de Posnanie, père du roi de Pologne.

ポーランドのボスナニー州知事ローレヌ公(ポーランド王の父)が議会において言った言葉。現今日本の学者、学生はこのことをよく学ばなければならない。

Le préfère une liberté périlleuse à une paisible servitude.

- (8) Op. cit., Chap. v, P. 65.
- (9) Ibid., P. 66.
- (10) Ditto.
- (11) 執政者の選挙の形式を法律で規定しておくことが必要である。もしこれを君主の意思にまかせておくと、ヴェニス共和国やペルヌ共和国のように世襲的貴族政治に墮することは必然である。それゆえにヴェニス共和国は夙に瓦解した。ペルヌ共和国は賢明なる元老院のお蔭で存続している。これは光栄ある、しかし危険な例外である。
- (12) L'aptitude à se contenter du peu qu'ils ont.
- (13) Ibid., P. 67.
- (14) C'est-à-dire : agit d'un commun accord.
- (15) Tout un collège de magistrats.
- (16) Op. cit., Chap. 6, P. 67.
- (17) Ibid., P. 68.
- (18) C'est le minimum de rectitud.
- (19) Ditto.
- (20) 国家の大きさは人口の多寡をもってはかり、広さは領土の面積をもってはかる。
- (21) Dans le politique.
- (22) Ibid., P. 70.
- (23) Ditto.
- (24) Ditto.
- (25) Entre la chambre des lords, le chambre des communes et le roi.
- (26) Rousseau est l'auteur de considérations sur le gouvernement de Pologne.
- (27) Ce qui avait été fait à Genève.

(6) 政府論

よき政府とはいがなるものであるかという抽象的な問題から離れて、具体的にいかなる特徴によって特定の人民がよく統治されているか、悪く統治されているかを見ることによってこの問題の解答を与えることができるのである。人民は公共の安寧を謳歌する (les sujets vantent la tranquillité publique) が公民は個人の自由を求める (les citoyens demandent la liberté des particuliè-

res)。或る者は所有の安全を選ぶ (*l'un préfère la sûreté des possessions*) が、他の者は人格の安全を願う (*l'autre celle des personnes*)。或る者は最上の政府は最も厳格な政府であることを望み (*l'un veut que le meilleur gouvernement soit le plus sévère*)、他の者は最も寛大な政府であることを希う (*l'autre soutient que c'est le plus doux*)。或る者は犯罪が罰せられることを望む (*celui-ci veut qu'on punisse les crimes*) ⁽²⁾ が、他の者は犯罪が予防せられることを望む (*celui-là qn'on prévienne*)。かくのごとくにては精神的性質には的確な尺度は存在しないので、その評価についての意見の一致を見出すことは容易ではない。

しかし、かかる政治的団体 (*l'association politique*) の目的は何であるかということについて考えてみると、それはその成員の保全と繁栄 (*la conservation et la prospérité de ses membres*) であるということは国家契約の趣旨からも明確である。人民が自らを保全し繁栄しているということの目じるしさ (*le signe*) 彼等の数と人口 (*leur nombre et leur population*) である。或る一つの政府の下において、外国の援助によらず、帰化や植民にもよらず、人民が繁殖し人口が増加していくということは、その政府がよい政府であることの標識である。それゆえに或る政府の下において、人民の数が減少していくならば、かかる政府は最悪の政府である。⁽³⁾

特殊意思 (*la volonté particulière*) が絶えず一般意思に反して働くように、⁽⁴⁾ 政府は主権者に反対して働くことが多いのである。かかる働きが増せば増すほど国家組織は害される。主権者と君主との間に君主の意思に対抗することによって、両者を調整するような団体意思 (*la volonté de corps*) はないので、君主は主権者を蹂躪して、社会契約の目的を破壊するに至るのである。⁽⁵⁾ 政治団体が成立した当初からこのようないくつかの破壊力が包蔵されている。これは政治団体に固有で不可避の欠陥でもある。

政府が衰頽するときの表情は二つある。一つは政府が収縮する (*se resserre*) するときであり、他は国家が瓦解する (*l'état se dissout*) ときである。政府は多数から少数に移る場合に収縮する。すなわち民主政府から貴族政府へ、貴族政府から君主政府へ移る場合に収縮する。⁽⁶⁾

政府がその政態を変更するには、政府がその力を消耗したために従来の政態

を維持することができなくなった場合である。政府の力が衰えるにつれて、再び政府の力を活気づけ、引き緊める必要がある。そうでなければ国家は滅亡するからである。

國家が瓦解するには二つの径路がある。その一つは君主がもはや法律に従って国家を統治しなくなり、主権を僭奪した場合である。かかる場合は政府のみでなく国家が収縮する。大国は瓦解して、政府の成員のみが国家のうちに別の國家を組織する (*le grand état se dissout et qu'il s'en forme un autre dans celui là composé seulement des membres du gouvernement*)。この国家はその他の人民にとっては暴君⁽⁷⁾国家以外の何ものでもない。それゆえに政府が主権を僭奪した瞬間に社会契約は破棄されたことになる。

かくて公民はすべて自然的自由 (*leur liberté naturelle*) に戻ることができなくなる。人民は政府に対して服従の義務をもたなくなる (*non pas obligés d'obéir*)。国家瓦解の第二の径路は、政府の成員達が団体として行使すべき権力を各自別々に僭奪する場合である。かくなると執政者の数だけの君主が生ずることになり、国家は執政者の数だけに分割されて滅亡するか、政態を変更するに至るのである。⁽⁸⁾国家が瓦解するとき政治の悪しき行使を普通無政府状態 (*le nom commun d'anarche*) とよぶ。これと区別して一般に民主政府は衆愚政府に衰頼し、貴族政府は寡頭政府に、君主政府は暴君政府に衰頼する (*la démocratie dégénère en ochlocratie, l'aristocratie en oligarchie, la royauté en tyrannie*)。

普通暴君とは暴力をもって人民を統治し、正義や法律を無視する王 (*un roi qui gouverne avec violence et sans égard à la justice et aux lois*) のことをいう。しかし正確な意味では王権 (*l'autorité royale*) をもつ権利なくしてこれを僭取した個人をいうのである。要するに善惡に關係なく、その権威が合法的でない王 (*prince dont l'autorité n'était pas légitime*) をかくよぶのである。かくして暴君 (*tyran*) と篡奪者 (*usurpateur*) とは全く同意語 (*synonymes*) である。また更にこれを分けて、王権の篡奪者 (*l'usurpateur de l'autorité royale*) を暴君 (*tyran*) とよび、主権の篡奪者 (*l'usurpateur du pouvoir souverain*) を専制君主 (*despote*) とよぶのである。暴君とは法律を犯すことによ

よって、法律に従って統治する地位を奪う者をよび、専制君主とは法律そのものを超越した者をいうのである。専制君主は常に暴君であるということができ
る。

(註)

- (1) sujets=passifs, citoyen=actifs.
- (2) Op. cit., Chap. IX, P. 74.
- (3) On y doit juger sur le même principe des siècles qui mésitent la préférence pour la prospérité du genre humain. On a trop admiré ceux où on a vu fleurir les lettres et les arts, sans pénétrer l'objet secret de leur, culture sans en considérer le funeste effet. 国家についていかなることをもいうことができるが、国家の人口の減少している限りは、たとえ外見はその国家が繁栄しているように見えても、その実は悪い状態にあるのである。ある時代があらゆる時代を通じて最上のものであるがためには、国家の外見上の平静よりもむしろ国民全体の幸福と福祉でなければならないのである。人民の眞の繁栄や不幸が生まれるのは人民の恒久的状態からである。すべての人民が圧制に悩まされているときには、すべての者が滅びゆくのである。
- (4) Exerce une poussée, presque à son insu, par nature.
- (5) Vue fataliste de l'histoire, qui se rapproche de la théorie des cycles et du déperissement fatal des civilisations chez Nietzsche et Spengler.
- (6) ロムルスが最初に建設したローマ政府は混合政府であった。この政府は間もなく専制政府へと衰頽していった。嬰児が成人期に達する前に夭折するように、国家も特殊の原因によって、期至らないうちに滅亡するものもある。タルカン王が追放されたときがローマ共和国の眞の誕生のときである。ローマでは貴族社会が廢止されていなかったので、合法的政府のうちで最悪のものであるといわれる世襲的貴族政府が民主政府と抗争していた。ローマの政態が固定したのは保民官が設置されたときである。このときに眞の民主政府が発足したのである。このとき人民は主権者であり、行政権者でもあり、裁判官でもあった。元老院は政府を調和し統一するための機関であった。執政官は貴族であり最高行政官であり軍の最高司令官であったが、主権者は人民全体であった。貴族は貴族独自の団体のうちに存在できなくなり、貴族と庶民とから成る元老院のうちに存在するようになった。

- (7) アリストテレスは暴君と国王とを区別して、前者は自己の利益のために統治するに反して、後者は臣民の利益のために統治するとした (Mor. Nicom. Liv. 8, Chap. 10)。

Il ya alors deux souverains, donc deux peuples l'un dans l'autre, donc un état de guerre civile, qui autorise l'insurrection. Noter la virulence de tous ces passages révolutionnaires où les cas d'insurrection, sont énumérés et analysés avec une sourde passion.

- (8) Anarchié : de a privatif et archia : gouvernement.

- (9) De ochlos, populace.

- (10) De oligoi, peu nombreux.

- (11) Op. cit., Chap. X, P. 76.

(註)

Bluntschli, Geschichte der neueren Staatswissenschaft, PP. 334-362.

Bosanquet, Philosophical Theory of the State, PP. 79-117.

Coker, Readings in Political Philosophy, Chs. XVII-XVIII.

Dunning, A History of Political Theories from Rousseau to Spencer, Ch. I, Political Theories of Jean Jacques Rousseau, PP. 377-438.

Faquet, La politique comparée de Montesquieu, Rousseau et Voltaire.

Flint, Historical Philosophy in France, PP. 262-286.

Gumplowicz, Geschichte der Staatstheorien, PP. 234-258.

Janet, Histoire de la science politique, II, PP. 329-477.

Lincoln, Rousseau and the French Revolution, PP. 103-142.

Lord, Principles of Politics, PP. 127-152.

Lowell, Eve of the French Revolution, Chs. IX, X, XVI, XIX. Essays on Government, No. 4.

Morley, Rousseau, p. 125, Rousseau's Influence on European Thought, P. 85.

Pollock, History of the Science of Politics, PP. 79-89.

Ritchie, Contribution to the history of the social contract theory, PP. 656-676.

Scherger, Evolution of modern liberty, Ch. VII.

Sée, Les Idées politiques en France au XVIII me siècle.

Willoughby, The Nature of the State, PP. 79-85.

- Rodet, *Le contrat social et les idées politiques de J.J. Rousseau*, P. 218.
Champion, *J.J. Rousseau et la révolution française*, PP. 46-60.
Frank, *Réformateurs et publicistes de l'Europe, dix-huitième siècle*, PP. 301-379.
Tozer, *Introduction in Rousseau's Social Contract*, PP. 120-127.
Saint-Marc-Girardin, *Jean Jacques Rousseau, sa vie et ses ouvrages*, P. 48.

第十五章 ルソーの社会契約説（その二）

（1）社会契約の性格

ルソーはあらゆる社会は契約によって維持されていると考える。彼は社会契約論のはじめにおいて次のとくに論じている。⁽¹⁾すなわち、あらゆる社会のうちで最も古く自然的である社会は家族 (*la famille*) である。その家族においてさえ子供達は自己の生命の維持のために父が必要である間だけ父に結びついている。子供が長じ独立して生命の維持ができるようになると子供達は今まで父に負っていた服従 (*l'obéissance*) から免れ、父は子供達に負っていた扶養の義務から免れ、自然的結合 (*le lien naturel*) は解けてしまう。そして両者とも独立な状態に立帰るのである。もしその後においても彼等が結合されないとすれば、それはもはやはじめの自然的結合 (*naturellement*) ではなく、任意的結合 (*volontairement*) である。そうすると家族までが契約 (*convention*) によって維持されているのである。

人間に共通な自由 (*liberté commune*) は人性 (*la nature de l'homme*) から生じたものである。人間の第一の法則は自己の保存であり、自己に対する配慮 (*soin à lui-même*) である。すべて人間は自己を保存するに最も適当な手段を選ぶ唯一の判断者 (*seul juge*) であり、自己が自己の主人 (*son maître*) ⁽²⁾である。

国家において、君主は家族における父に相当し、人民は家族における子供に相当する。子供は人民も自由平等に生まれているが、ただ自己の利益のために (*pour leur utilité*) 自由を譲渡したのである。しかし、家族において、父が子供を扶養するのは、子供に対する父の愛によるのであるが、国家においては、

君主は人民に対して愛を抱いていない。君主は人民を支配することに喜び (le plaisir de commander) をもっているのである。⁽⁴⁾

多数の者を服従させることと社会を統治することとの間には大いなる差異がある。人々が一人の人間に征服された場合、この関係は主人と奴隸との関係であって、国民と元首との関係ではない。かかる状態は集合体であっても統治団体 (association) ではない。元首の利益は個人の利益 (intérêt privé) であって、他の人々の利益と無関係であるから公共の福祉ということはできない。

グロチウスによれば、人民はすべての権利を放棄して全体に与える前にすでに人民であったのである。譲渡そのものは公民的行為であって、その議決を前提としている。そこで人民がいかなる行為によって元首を選んだかを吟味する前に、先ず人民がいかなる行為によって人民になったかを吟味せねばならない。この行為は他の一切の行為に先立つものであり、社会の真の基礎である。すべて決定が満場一致で行われる場合ならともかく、多数決という原理、すなわち、少数者が多数者に従わなければならぬという義務はどこから生じてくるのであろうか、また元首をもつことを望む人が、それを望まぬ人より多い場合に、それを可決する権利は一体どこから生じてくるのであろうか。決定における多数決の原理そのものが仮定であって、それは満場一致のあったことを前提としている。この前提こそ社会契約 (le contrat social) である。⁽⁷⁾

自然状態のうちで、自己を保持するために他人に用いることができる力に対して、他人の或る者がそれを妨害し、それを征服したとする。かかる場合にはもはや原始的状態を維持することができなくなってくる。そこで人類は自己保存しようとするためには、人々が共同防衛のために総力を結集し、この総力を調和的に活動せしめるようとするよりほかに方法がない。かかる総力は多数人の結合から生まれるものである。各人の力と自由とは自己保存のための最も重要な道具であるから、いかにして人々はその身を害することなく、この力と自由を全体に提供することができるであろうか。この方式は共同体の各員の共同の力によって各員の生命財産を擁護し、各員は全体と結合しながら、以前と変わることなく自由にいられるようにすべきである。これが社会契約 (pacte social) の基本要件をなすのである。この契約の条項は僅かばかりの修正を加え

ても直ちに効力を失ってしまうように規定されている。この契約の条項は未だ明文的には表示されてはいないが、どこにおいても同一のものであり、どこにおいても暗黙のうちに承認されているのである。そして各人は、その社会契約が廃止されて、その原始的権利を回復し、自然的自由に立帰り、契約的自由を失うに至るまでは、これを承認するのである。すなわち、この条項の意義をよく理解すれば、共同体の各員は彼のもっているすべての権利をその共同体に譲渡するのである。⁽⁹⁾各人は先ず自己の一切の権利を社会に与えるのであるから、すべてのものは裸一貫から出発するので、条件はすべての者に平等となり、条件がすべての者に平等となれば、何人も他人の条件を重くするようなことをしなくなるのである。この場合の権利の譲渡は何等の留保もなく行われるのであるから、その結合は完全であり、各員は何も要求すべきものがなくなる。もし何等かの権利が個人に留保されているとすれば、個人と他人との間に立って審判する共同の裁判官はないのであるから、或る点においてはみな自己自身の裁判官である各人はやがてすべての点において裁判官であることを要求するようになる。これでは自然的状態が存続することになり、共同体は専制的なものになってしまうのである。

各人は全体に対して、すべての自然的権利を与えるのであって、何人も、自分が他人に譲渡する権利は他人からも譲渡されているのだから、自分が失うすべてのものと同等のものを他人から得ているのである。換言すれば、各人はそのすべての権利を共同体の一般意思の至高命令の下に置き、また各人は全体の不可分離的な部分としての各員の全体において受取るのである。

この社会契約によって契約の当事者たる各人の結合により精神的で統合的な団体が生まれる。この団体は結合した人々にて構成されていて、統一と共同の自我と生命と意思を得るのである (*lequel reçoit de ce même acte son unité, son moi commun, sa vie et volonté.*)。

かくして生ずる公共人格 (*cette personne publique*) は以前は都市 (*cité*) とよばれていたが、現在は共和国 (*république*) または政治団体 (*corps politique*) ⁽¹⁰⁾とよばれる。そしてその団体は受動的には国家とよばれ、能動的には主権者とよばれる (*État quand il est passif, souverain quand il est actif*)。

また他の国と比較される場合には強国とよばれる⁽¹⁾ (puissance en le compara-
rant à ses semblables)。

そしてその成員は包括的には人民 (peuple) とよばれ、最高権力に参与する
ものとして公民とよばれ (citoyens comme participants à l'autorité souve-
raine)、國法に服従するものとして臣民とよばれる (sujets comme soumis
aux lois de l'État)⁽²⁾ のである。

(註)

- (1) Rousseau, *Du Contrat Social*, Ch. II, P. 16.
- (2) Naturel, Ici au sens de "droit naturel". A l'état de nature, il n'y a point de liens. La nécessité seule les crée.
- (3) この考え方はロックの考え方でもある (*Idée de Locke* également)。
- (4) グロチウスは人間の一切の権力が被治者の利益のためにつくられたものであることを否定する。
- (5) multitude と société, chef と esclaves と peuple, agrégation と association との差異を明らかにすべきである。Ch. I, P. 23.
- (6) 利益が prive か public か。この区別は国家と専制的団体とを区別する標識である。Ditto.
- (7) この場合 problème de la souveraineté と problème du gouvernement とを区別すべきである。Ditto.
- (8) Tel est le problème fondamental dont le contrat social donne la solution. Ch. I, P. 25.
- (9) 人は社会契約によって彼が自然から得た一切の権利を放棄し(全体に移譲し)それ以後は社会契約または法律によって与えられる権力のみを行使する。すなわち、自然的な一切の権利を放棄することにより、その代りに保障された契約により定められた権利を得るのである。Ditto.
- (10) cité について、その意味はほとんど失われている。多くの人々は都会 ville と都市 cité とを混同し、市民 bourgeois と公民 citizen とを混同している。家族が都会をつくり、公民が都市をつくる (les maisons font la ville, mais les citoyens font la cité; note de Rousseau, Ditto.)。
- (11) passif : quand il obéit aux loi ; actif quand il les fait ; puissance ; dans le droit international. Le souverain est donc, chez Rousseau, l'ensemble du

peuple.

- (12) En tant que souverain, doué de la volonté générale, qui diffère par sa nature de toute volonté particulière. Il y a bien, comme le dit M. Halbwachs, création d'un ordre entièrement nouveau par le contrat.

(2) 市民状態

社会契約は個人と全体との間の相互契約 (un engagement réciproque du public avec les particuliers) であり、各成員は自己自身と契約したのであるから、二重の関係において契約をしたことになる。すなわち、全体的な主権者の一員としては他の個人達に拘束され (comme membre du souverain envers les particuliers)、国家の一員としては主権者に拘束される (comme membre de l'État envers le souverain.)。

国家の各成員は二重の関係において考察されているのであるから、その共同の決議はすべての臣民に主権者に対する義務を負わせることはできても、主権者をして主権者自身に対して義務を負わしめることはできない。それゆえに主権者が自ら違背できない法律を自らに課するということは政治団体の性質に反するのである。主権者はただ一つの関係の下においてのみ考えられるのであるから、自己と契約する個人の場合と同じである。従って人民の団体を拘束するようないかなる種類の基本法もなく、社会契約そのものさえも団体を拘束し得ないのである (il n'y a ni ne peut y avoir nulle espèce de loi fondamentale obligatoire pour le corps du peuple, pas même le contrat social.)。しかし、外国人に対しては单一なる存在、個人となるのである (à l'égard de l'étranger, il devient un être simple, un individu)。

政治団体、主権者はその存在を契約の神聖から引き出しているのであるから、原始契約に違反するようなことについては、外国に対しても義務を負うようなことはできない。すなわち、自己の一部を譲渡したり他の主権者に服従するようなことはできない。⁽⁴⁾ 自己がそれによって存在しているような契約を犯すことには自己を否認することである。また何ものでもないものからは何ものも生まれはしないのである。

多数の者が一つの団体に結合すると同時に、団体を侵すことなしには一成員を侵すことはできないし、成員に影響を被ることなしに団体を侵すことはできない。かくのごとく契約の両当事者は義務と利害とによって互いに助け合うよう⁽⁵⁾にしむけられる (ainsi le devoir et l'intérêt obligent également les deux parties contractantes à s'entre-aider mutuellement.)。

主権者はその構成分子である個人によって構成されているのであるから、これらの個人の利益に反する利益はもたないし、もつともできない。それゆえに主権者の権力は臣民に対して何等かの保障を与える必要はないのである。団体がその成員を損なうようなことはあり得ないからである。しかし臣民の主権者に対する関係について、もし主権者がその臣民の忠誠を確かめる手段を見出さない限り、たとえこれらの両者の間に共通の利害がある場合でも、何ものも⁽⁶⁾臣民の契約を主権者に保障する者がないことになる。

各個人は彼が公民として有する一般に反して、特殊意思をもつこともあり得る (chaque individu peut comme homme avoir une volonté particulière contraire ou dissemblable à la volonté générale qu'il a comme citoyen.)。彼の個人的利害は共通利害とは全く異なったことを彼に進言することもある。また彼の絶対的な自然的に独立している存在は彼をして公共のことに対する義務をもって無償の寄与 (une contribution gratuite) であると考えさせ、かかる寄与をしないために他人に与える害は、それをするために自ら被る害よりも少ないと考えさせるかも知れない。かかる人は国家を構成する精神的人格が自然人でないという理由で、それを単なる知的実在と見るところから、公民としての権利だけを享受して臣民としての義務を行うことを欲しないのである。⁽⁷⁾これこそ不正であって、これが増進したならば政治団体は破滅するに至るのである。それゆえに社会契約はそれが単なる空文に終ることがないように暗黙のうちに一つの約束を含んでいる。この一つの暗黙の約束のみが他の約束に力を与えることができるのである。すなわち、一般意思に服従することを阻む者は何人たりとも全団体の力によって服従するように強制されるということがこの約束である。このことは彼が自由であるように強制されるということを意味するのである (ce qui ne signifie autre chose sinon qu'on le forcera à être

libre.)。各公民を国家に与えるということは、各公民をすべての個人的従属から保護するところの条件である (*telle est la condition qui donnant chaque citoyen à la patrie le garantit de toute dépendance personnelle*)。この条件が政治機関を巧みに運転せしめ公民の契約を合理的にする。この条件がなければ公民の契約は不合理なもの暴虐的なものとなり、甚だしい濫用に陥ることになる。⁽⁹⁾

自然状態から市民状態に推移することは、人間の行為において本能の代りに正義をもってし、今までなかった倫理性を行為に与えることによって大いなる変化を人間に及ぼすものである。また義務が肉体的衝動と変り、権利が欲望に変るのである。今まで自分のことだけにかかわっていた人間は他の原則に基づいて行動することを余儀なくされ、自分の傾向に耳を傾ける前に自分の理性に意見をきかないではいられなくなる。⁽¹⁰⁾

この状態においては、人間は自然状態において得ていた多くの利益を放棄することになるかも知れないが、その代りとして大なる利益をうけることになる。すなわち、彼の能力は訓練され発展させられ、彼の思想は拡められ、感情は高尚になり、彼の魂は大いに高められるので、今脱出してきたところの状態に逆戻りするようなことさえなかつたら、彼を永遠に自然状態から脱して、愚鈍で無知な動物から離れ、知的な存在、すなわち、人間をつくり上げた幸福な状態を祝福するはずである (*il devrait bénir sans cesse l'instant heureux qui l'en arracha pour jamais, et qui, d'un animal stupide et borné fit un être intelligent et un homme.*)。

これらのすべての得失をば容易に比較することができる。人間は社会契約によって失うところのものは、その自然的自由と彼を誘惑し、彼が望む一切のものに対する限りない欲求である。彼が得るところのものは公民としての自由と彼が所有する一切のものに対する所有権である。この場合にわれわれは個人の力によってのみ制限をうける自然的自由と一般意思によって制限される公民的自由とを区別する必要がある。公民状態によって得られる利益には更に倫理的自由 (*la liberté morale*) がある。この倫理的自由が人間をして真に自己の主たらしめるものである。単なる欲望や衝動によるものは奴隸的屈従にすぎない

が、自ら制定した法律への服従は自由である (l'obéissance à la loi qu'on s'est prescrite est liberté.)。

(註)

- (1) Le public : le peuple souverain.
- (2) Explique par la fin de la phrase “savoir”. Il y a bien deux contractants, mais leur volonté (la volonté générale) est une et indivisible, C'est elle comme souverain qui contracte avec elle comme citoyen.
- (3) Rien n'oblige au contrat social, il est antérieur à toute autre loi. Il reste propre à telle société particulière et ne vaut pas entre sociétés diverses.
- (4) Note religieuse. Le pacte social crée un “grand être” social supérieur à tous.
- (5) Léger pléonasme.
- (6) Car l'homme a conservé de l'état de nature ses passions.
- (7) Citoyen : qui fait les lois, actif, sujet : qui obéit aux lois, passif.
- (8) Rousseau a été accusé de favoriser le despotisme sous couvert de liberté. Mais il s'agit en réalité de la défense du droit et de la cité contre les crimes éventuels.
- (9) Ce serait le règne de la force.
- (10) Au sens de “état social”.

A l'état de nature, l'homme est innocent, juste, d'une vertu négative, par ignorance du mal. A l'état civil, il est juste par obligation voulue, d'une vertu positive et plus méritoire : c'est la moralité; comme chez Kant, il agit par devoir.

- (11) Très beau passage. Il n'est d'ailleurs nullement en désaccord avec les idées antérieures de Rousseau : l'état de nature est meilleur que les sociétés injustes, mais moins bon que les sociétés justes.
- (12) C'est-à-dire : garantie par la collectivité, par la loi, et délimitée par elle.
- (13) Kant, L'autonomie de la volonté nous élève au-dessus des mobiles, des passions.

(3) 主権の性格

市民状態において最も大切なものは一般意思である。一般意思のみが国家の組織された目的、すなわち、共同の幸福をめざして国家の権力を運用することができる所以である (la volonté générale peut seule diriger les forces de l'État selon la fin de son institution, qui est le bien commun.)。

個人の利益の衝突が社会状態の創設を必要ならしめたとしても、この創設を可能ならしめたものは個人の利益の一致である。相異なる利益関係のうちにも共通の何ものかがあって、それが社会的結合紐帶となるのである。もしそれで利害関係のうちに何等かの一致点がない場合には社会状態は存在し得ない所以である。それゆえに社会は共同の利益に基づいて統治されなければならぬ⁽¹⁾。

主権は一般意思の行使にほかならないからこれは譲渡され得るものではない。また主権者は一般意思にほかならないから、意思はこれを譲渡することはできないのである。⁽²⁾

一般意思と特殊意思とは一致することは不可能である。一般意思是平等公平に傾くものであるが、特殊意思是不公平に傾くものである。もしこれら両者がたとえ一致するとしてもそれは全く偶然のことであって、それに保証を求めるがごときことは不可能である。⁽³⁾

主権はそれが譲渡できぬという理由から不可分である (Par la même raison que la souveraineté est inaliénable, elle est indivisible.)。意思は一般的であるか一部的であるかである。すなわち、人民全体の意思であるか単にその一部のものの意思であるかである。前者の場合に表示される意思は主権者の行為であり法律となるのである。後者の場合においては、それは特殊意思でありまた行政官の行為である。

一般に主権は意思の面からは分割できないのでこれを作用の面から分割する。作用の面からは権力を立法権と執行権に分類し、執行権を司法権、行政権に分割し、行政権を内行政権と対外条約締結権とに分割する。主権の部分であるかのように考えられている各権利はいずれも主権に従属するものであって、常

に最高の意思を予想し、この意思のめざすところを行使するのがこれらの作用としての権利である。

一般意思は常に正しく常に公共の利益をめざしているのである (la volonté générale est toujours droite et tend toujours à l'utilité publique.)。⁽⁴⁾

全員の意思と一般意思との間には非常な相違がある。一般意思は共同利益のみをめざすものであるが、全員の意思は個人的利益をめざし、それは特殊意思の総和にほかならない。これらの特殊意思から個別性をとりのぞけばすべてのものに共通一般の意思が残るのである (Il y a souvent bien de la différence entre la volonté de tous et la volonté générale ; celle-ci ne regarde qu'à l'intérêt commun, l'autre regarde à l'intérêt privé, et ce n'est qu'une somme de volontés particulières.)。

教養のある人民が決議する場合に公民間に何等の党派がないならば、一般意思は相違点の少ない大多数の人々から生ずる。しかし教養の少ない徒党によって決議がなされる場合には、その決議された意思はその党派の意思であって、その党派にとっては一般意思であるかも知れないが、国家との関係においては特殊意思にすぎないのである。かかる場合においては人間の数だけの投票がなくなり、党派の数だけの投票があったということになる。また党派のうちで、ある一つが非常に大きくて、すべての他の党派を圧倒しているような場合にはもはや一般意思なるものはなくなり、特殊的な意思があるのである。それゆえに一般意思が純粋に構成されるためには国家内に党派的な団体が存在しないことが必要である。

国家は一つの精神的人格であって、その生命は成員の結合に存するのである (l'état ou la cité n'est qu'une personne morale dont la vie consiste dans l'union de ses membres.)。国家の最も重要な配慮は自己保存にあるとするならば、国家はその各部を全体のために最も都合よく利用するために普遍的な強制的な力が必要である。あたかも自然が各人にその四肢を自由に動かすことのできる絶対権を賦与しているように、社会契約は政治団体にその全成員を自由に支配することのできる絶対権を与えるものである。この絶対権が一般意思によって行われるときに主権とよばれるのである (le pacte social donne au

corps politique un pouvoir absolu sur tous les siens, et c'est ce même pouvoir qui, dirigé par la volonté générale, porte, comme j'ai dit, le nom de souveraineté。)

私的人格の生命と自由とは公的人格から独立しているものである。それゆえにわれわれが主権者としてまた公民として享有している権利及び公民が臣民として果たさなければならない義務とわれわれが人間として享有しなければならない義務との間に区別を設けることが必要である。

各人が社会契約によって譲渡する権利、財産、自由は、その使用が共同体にとって重要である部分に限られる。しかして、この重要さを判断するのは主権者のみである。公民は国家に対してなし得るいかなる奉仕でも、主権者がこれを要求するならば直ちに提供しなければならない。他方主権者は共同体にとって益のないいかなる拘束をも臣民に課すことができない。理性の支配する法則の下においては、自然の法則の下においてと同様に何事も理由なくしては行わぬのである (sous la loi de raison rien ne se fait sans cause, non plus que sous la loi de nature。)。

人々を社会団体に結びつける契約は、それが相互的であるがためにその義務を生ずるのである。この契約の性質は人々が契約を履行するとき、自分のために働くかしないでは他人のためにも働くことができないようなものである (leur nature est telle qu'en les rempliant on ne peut travailler pour autrui sans travailler aussi pour soi.)。一般意思が常に正しくあり、すべての人が各人の幸福を欲求するということは、正義の観念は人性の自然に由来するものである。一般意思が一般意思であるがためには、それがすべてのものから由來し、すべてのものに妥当するものでなければならない。⁽⁷⁾もし一般意思が或る個人的な特定の対象に向けられるならば、人々を導く正義の原則をもたないから、一般意思本来の正しさを失うようになる。

かくのごとくしてわれわれの意思を一般的ならしめるものは投票数というよりは、むしろ投票を一致せしめる共通の利益関係である。この制度の下においては自分が他人に課した条件に必然的に従うのである。この場合に利益と正義とが一致するのである。

社会契約はすべての人々を同一の条件の下におき、そして同一の権利を享受せしめるというような平等を公民の間につくることをめざすのである。契約の性質から、主権者の一切の行為、すなわち一般意思の一切の行為はすべての公民を平等に拘束し、またこれに平等に利益を与えるものである。

社会契約は優越者と劣等者との間の契約ではなく、団体とその成員の各人との間の契約である (Ce n'est pas une convention du supérieur avec l'inférieur, mais une convention du corps avec chacun de ses membres.)。

それはすべてのものにとって共通であるがゆえに公平な契約であり、一般的幸福を目的とする以外に目的をもたないゆえに有益な契約である。それは保障として公共の権力と至上権力をもつがゆえに強固な契約である (elle ne peut avoir d'autre objet que le bien général, et solide, parce qu'elle a pour garant la farce publique et le pouvoir suprême.)。

臣民がかかる契約にのみ服従している限り彼等は他のものに服従するのではなく、自己の意思にのみ服従することになる。それゆえに公民がいかにその主権を行うかということは、臣民がいかに彼等の義務をつくすかということに帰着するのである。

しかし主権は絶対的で神聖で不可侵であっても一般的契約の限界を越えるものではなく、また越えることができないのである。そして各人は契約によって自分に与えられた財産や自由を確保することができるのである。主権者はある臣民に対して他の臣民よりも多くの義務を課す権利をもっていない。もしそうでないならば主権者の権利は一般意思の権利ではなく特殊意思の権利となり、⁽⁸⁾一般意思を表現する主権者の権力の範囲外になるのである (de sorte que le souverain n'est jamais en droit de charger un sujet plus qu'un autre parce qu'alors, l'affaire devenant particulière, son pouvoir n'est plus compétent.)。

社会契約によって個人が何ものかを放棄したと考えることは間違いであって、かえって契約の結果彼等の地位は以前よりも遙かによいものとなっていることがわかる。彼等は一切の権利を譲渡したように思われるが、決してそうではなく、不確実で不安な権利をより確実な安定した権利に有利に交換したことにな

っている。また自然的独立を自由と交換し、他者によって害を加えられる権利を安全な権利と交換し、他者によって征服される不安な権利を不可侵の権利と交換したのである。彼等が国家に捧げた一切のものは、すべてそのために確実に擁護されているのである。

(註)

- (1) L'utilité et surtout la raison. Les hommes s'allient par leurs ressemblances (volonté générale), et non par leurs différences (ce qui serait une solidarité matérielle et non morale).
- (2) Elle est inséparable de son "sujet", qui est : tous.
- (3) Pour qu'une volonté soit générale il n'est pas toujours nécessaire qu'elle soit unanime, mais il est nécessaire que toutes les voix soient comptées ; toute exclusion formelle rompt la généralité.
- (4) Il s'agit là, comme l'a remarqué M. Halbwachs, d'une somme algébrique, où intervient la loi des grands nombres et le calcul des probabilités.
- (5) Cette comparaison de l'état avec un homme ne pas neuve. Menenius Agrippa, et jadis Platon, et, plus récent, le Léviathan, mais elle prend ici un sens plus profond ; Rousseau a écrit par ailleurs (manuscrit de Genève) cette phrase significative : Comme, dans la constitution de l'homme, l'action de l'âme sur le corps est l'abîme de la philosophie, de même l'action de la volonté générale sur la force publique est l'abîme de la politique dans la constitution de l'état.
- (6) L'utilité, notion raisonnante, joue un rôle dans l'état de nature ; et dans l'état social, elle finit par s'assimiler à la causalité : rien ne se fait sans cause.
- (7) L'homme reste égoïste. Mais cette fois c'est un égo-altruisme, égoïsme indirect.
- (8) Il y a un notable libéralisme chez Rousseau, que nieront ses détracteurs (aux Jugements, celui de Benjamin Constant).
- (9) Justification du patriotism.

(4) 法律と立法者

社会契約によって政治団体が成立し、それに意思と活動を与えるために、また自己保存のために何等かの規定がなければならない。一切の正しいことは神に由来するものであって、神のみがその源泉である。勿論理性から出た普遍的な正義が認識されるのであるが、正義の法は自然の制裁を欠いているので無力である⁽¹⁾ (Toute justice vient de Dieu, lui seul en est la source. Sans doute il est justice universelle émanée de la raison seule, faute de sancti en naturelle.)。

制裁のない自然の法は悪人に利するところがあって善人には損をさせる。善人は自然の法を守るが、悪人はそれを守らない。これを守らすために契約と法律とを必要とする。自然状態においてはすべてのものが共有であるから他人に對して何等義務を負うことがない。ただ自己にとって無用なもののみを他人のものと認めるにすぎない。公民的状態においては一切の権利は法律によって定められるのである。

法律の対象は常に一般的である。法律は国民を一團として考え、行為を抽象的に考え、決して国民を個々人として考えず、行為を特殊的なものとして考えないのである。たとえ法律は特權の存在することを規定することはできても、これを特定のものに指名して付与するものであってはならない。個人的対象に関するいかなる機能も立法権には属していないのである⁽²⁾ (quand je dis que l'objet des lois est toujours général, j'entends que la loi considère les sujets en corps et les actions comme abstraites, jamais un homme comme individu ni une action particulière. Ainsi la loi peut bien statuer qu'il y aura des priviléges, mais elle n'en peut donner nommément à personne. Toute fonction qui se rapporte à un objet individuel n'appartient point à puissance législative.)。

法律を制定することは一般意思の行為である。法律は意思の普遍性の対象の普遍性とを結びついているものであるから、何人であっても独断的命令は法律ではなく主権者の命令であっても特殊的対象に向けられたものは法律ではなく単

なる命令にすぎない。それは主権者の行為ではなく行政官の行為である。いかなる統治形式の国家であっても皆これを共和国 (République) とよぶのである。かかる共和国においてのみ公共の利益が支配的であり得るのである。すべての合法的政府は共和制でなければならない (Tout gouvernement légitime est républican.)。

法律は公民的結合の条件である。⁽⁸⁾ 社会の条件を規定するものは結合する者達の手に属するものである。政治体はその意思を明示する機関をもたねばならない。何人が政治体に予め法をつくりこれを公布するに必要な予見を与えることができるか。およそ衆愚というものは何が自己にとって幸福であるかを滅多に知らないのみでなく、何を自分が欲しているのかさえも知らないのである。かかる衆愚がいかにして立法機関のような偉大なる難事業を自ら遂行しうるであろうか (Comment une multitude aveugle qui souvent ne sait ce qu'elle veut, parce quelle-même une entreprise aussi grande, aussi difficile qu'un système de législation ?)。

人は自ら常に幸福を希願しているけれども何が幸福であるかを知らないのである。一般意思は常に正しいが、この意思を導く判断は必ずしも常に明確なものではない。一般意思は自ら探求している道を教え、特殊意思の誘惑から自己を護り、現在目前にある利益の魅惑と遠い隠れた害悪とを比較考量するのである。個々人に対しては彼等の意思と理性とを一致させる必要があり、公衆に対しては自ら希願することを知らしめる必要がある。公衆が啓発されることにより社会のうちに理性と意思との結合を生じてくるのである。その結果お互いの間に協同が生じて全体が大きな力をもつようになる。かかる意味において立法者は必要である (alors des lumières publiques résulte l'union de l'entendement et de la volonté dans le corps social, de là l'exact concours de parties, et enfin la plus grande force du tout, voilà d'où naît la nécessité d'un législateur.)。

各種の立法組織がその目的とするところのすべての人々の最大の幸福というものは何であるかを見るに二つの主要目的がある。自由と平等である。平等がなくしては自由は存在し得ない。平等についていえば、それは人々の富や権力

がすべて同じでなければならないという意味ではない。権力というものは法律の許すところに従ってのみ行使することができるるのである。富については、いかなる公民も他人を買い得るほど富裕ではなく、また自己を売らねばならないほど貧困ではないのである。すなわち、強者の側から見て、その財産と権力の程度が余りひどくなく、弱者の側から見て、その貧困の程度が余りひどくないことを前提とするのである。しかし実際にはかくのごとき平等を維持することは困難なことであるが、社会の状況は常に平等を破ろうとするような傾向をもっているので、立法の力によって常に平等を維持するようにつとめることが必要である。⁽⁴⁾

国によき制度はその国の土地の事情や住民の特色から生ずる種々なる関係によって修正されなければならない。各人民は全人民の共通の原則のほかに、共通な原則を特色なように行い、自分達の立法を自分達にのみ固有なものとするようなある原因を自己のうちにもっているのである。立法者はいかなる方法によってこれらの目的にかなうように立法すべきかについて考慮を要するのである。

国家の組織を真に強固且つ永続的なものにするためには自然の関係と法律とを常に一致させ、法律は自然の関係を保障し、これを是正するものたらしめるようすべしである。もし立法者がその目的を誤り、事物の自然な状態から生ずる原則と異なった原則を採用するとしたならば、すなわち、もし自由を求める者に服従を与え、平和を望む者に戦争を与えるようなことがあるとするならば、法律は知らず知らずの間に力を減じ、国は絶えず動搖をくりかえし、ついに滅亡或は変化して、人力をもっては救い難い自然状態が再びその勢いを回復することになるのである。

国家の政治組織を規定する法はこれを政治法または基本法とよばれる。もし国家においてその國の規律する唯一の良法があるとすれば、この良法を発見した人民はこれを遵守しなければならない。しかし、もし制定された法が悪いものである場合には、人民はかかる法律を変更する自由をもっている。⁽⁵⁾

国家においては、成員は二つの関係において存在している。すなわち、一は団体成員相互の関係であり、他は成員と団体全体との関係である。この関係に

おいて、前者の方はできるだけ小さくし、後者の方はできるだけ大きくしなければならない。かくしてこそ各公民は他のすべての公民に対して独立し、国家に対して絶対に服従することになるのである。國家の成員の自由を保障するのには國家の権力にはかならないから、國家の権力を表現する国法に服従することは、成員が自由を享有するがためである。

法律に違反して成員の自由を蹂躪するものは違法行為として制裁が加えられる。すなわち法律違反者に対する刑罰である。刑罰は成員の自由を守る神聖なる法律を犯し、社会契約を無視して自然状態に転落せしめんとするものに対して行われる矯正手段である。

国家のことがらは日々に新たなるものが生じ一切の制度は次第に陳腐となっていくのである。これに生氣を与えるのはこれを改正増補していくことである。法を改正し増補するに与って力があるものは風潮と世論である。法律がいつも生氣をもつために大立法家は常にかかることに専念しているのである。

（註）

- (1) C'est la loi morale universelle qu'exposera Kant.
- (2) Je n'entends pas seulement par ce mot une aristocratie ou une démocratie, mais..... toute gouvernement guide par la volonté générale..... alors la monarchie elle-même est république.
- (3) Parce qu'elle émanent du paete social qui l'a formée.
- (4) Désigne ceux que Rousseau a appelés "nos politiques".
- (5) Il y a peu de chancees pour que la volonté générale se suicide ainsi.

（5）結語

ルソーの思想の出発は個人主義である。しかし結論は団体主義的傾向が強くあらわれている。その自由は自然的な自由から理性的な自由へと高揚していくことが見られる。社会契約は人間を全面的に変質せしめるのである。個人は主体性を放棄し、一般意思の支配する共同体に没入する。かくすることによって人は価値的存在となることができるのである。この点においてルソーの思想はプラトンの思想にも通じ、またカントやヘーゲルの思想とも通ずるもののが見ら

れ、一種の厳格さが感ぜられる。

ロックにおいては契約は自由契約であったが、ルソーの契約は拘束的である。一旦契約をすればその条件に関しては何等の選択の自由も許されない。すなわち、個人は契約によって全面的に自然的自由を放棄して、道徳的、理性的自由を与えられたのである。

ロックによれば契約は個人的自由を確保する一手段である。契約は個人的意志を放棄することではなく、共同体の権力を制限することであった。ルソーにおいては、契約により個人的自由を全面的に放棄して共同体に委譲し、個我をすべて団体我として復活することである。それゆえに主権は無制限で絶対的である。

ロックは契約によって団体の権利を制限し、個人の権利を確保せんとしたのであるが、ルソーはより高いより大きい利益のために個別の自由を離脱して、全体的関連のうちに没入するのである。すなわち、団体至上主義に陶酔したのである。ルソーによれば、契約によって結合された個人の全体は公民であり公共的人格 (personne publique)、道徳的人格 (personne morale)、団体人格 (personne collectif) である。それは人民の集合的全体 (corps du peuple) である。主権的な一般意思と個人意思の集合より成る集合意思 (volonté de tous) とを区別する。一般意思の公共のためにつくす超個人的意思であり、後者は個々の意思の総和として特殊利益を追求するものである。主権は一般意思の行使権 (l'exercice de volonté générale) である。

契約は政治体に全員を制統する絶対権を与えるのである。主権者は公共の福祉のためには無制限の統制力をもつのである。この点においてホッブスは君主の絶対権を人民全体の絶対権としたのである。個人は君主のために自然権を放棄するのではなく、共同体のためにそれをするのである。

国家は公共人格であり、個人を細胞とする有機体であり、統合的精神であって、個人意思の総計とは異なる。それは一般意思をもつ人格である。政治体の一般意思はあらゆる法と正義の根源である。

ルソーによれば、人間は自然のままの状態で生れるが、社会に入ると人間は必ずしも自然のままの状態ではなくなってしまう。つまり、人間は社会に入ると必ずしも自然のままの状態ではなくなってしまうのである。

(註)

Rousseau, *Du Contrat Social*, 1754.

Babbit, Rousseau and Romanticism, 1919.

Brockehoff, J.J. Rousseau, *Sein Leben und Seine Werke*, 1863.

Dunning, A History of Political Theories from Rousseau to Spencer, 1920.

Faquet, *La politique comparée de Montesquieu, Rousseau et Voltaire*, 1902.

Henkel, J.J. Rousseau, *Moralist*, 1934.

Höffding, Rousseau und seine Philosophie, 1897.

Josephson, J.J. Rousseau, 1932.

Lemaitre, J.J. Rousseau, 1907.

Morley, Rousseau, 1883.

Sakmann, J.J. Rousseau, 1913.

Schinz, *La pensée de J.J. Rousseau*, 1929.

Stael, *Lettres sur les ouvrages et le caractère de J.J. Rousseau*, 1788.

Wright, *The Meaning of Rousseau*, 1929.

